保護者の皆様へ

広島工業大学高等学校

インフルエンザによる出席停止及び再登校について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条により、出席停止の措置をとることとしています。令和４年11月より、医療ひっ迫を回避するため、インフルエンザによる出席停止及び再登校に限定して、医師記入による「学校感染症治癒証明書」の提出の必要はなくなりました。再登校の際は、出席停止期間の基準に従うとともに、下記の書類を学校へ提出してください。

提出書類

①**インフルエンザに関する報告**　・・・保護者が記入・押印

②**インフルエンザの罹患を証明できるものの写し**・・・調剤説明書、調剤明細書、お薬手帳シールなど（インフルエンザ検査の陽性結果でも可）

＊**出席停止期間の基準**：発症後５日目を経過し、かつ、解熱後２日目を経過するまで（学校保健安全法施行規則）

	発症当日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
発症２日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目		登校可能	
発症４日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	登校可能

※保護者記入

インフルエンザに関する報告

広島工業大学高等学校長　様

次のとおり、集団生活が可能となりましたので、報告します。
なお、インフルエンザの罹患を証明するものの写しを添付します。

１　診断型（該当するものに〇）	インフルエンザ　Ａ型　・　Ｂ型　・　不明
２　発症日(発熱等の症状が出た日を記入)	月　日（　）
３　診断日	月　日（　）
４　解熱日	月　日（　）
５　受診先医療機関名または医師名	
６　上記５の医師の診断に基づき、　月　日（　）から登校させます。	

令和　年　月　日　＿＿年＿＿組＿＿番　生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印